

# 住民税に確定申告の内容を反映するためには期限があります

令和7年度住民税に下記の申告内容を反映するためには、住民税の納税通知書送達前（以下の日付）までに確定申告書を提出してください。

住民税が給与から差引される方	2025年5月15日(木)	左記以外の方	2025年6月17日(火)
----------------	---------------	--------	---------------

以下の事項については、住民税の納税通知書送達後に確定申告書を提出した場合は、住民税の計算に算入することができませんのでご注意ください（図1 申告の仕組み 参照）。

- ・先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除（※注1）
- ・居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失や特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除（※注2）
- ・居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例（※注3）

図1 申告の仕組み（○：算入される ×：算入されない）

納税通知書送達前	納税通知書送達後	所得税	住民税
確定申告		○	○
	確定申告	○	×

## 【問い合わせ先】

新宿区総務部税務課 課税第一係・第二係  
〒160-8485  
新宿区歌舞伎町1丁目4番1号  
(本庁舎6階)

## 電話

03-5273-4107  
03-5273-4108

(※注1) 先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除

先物取引に係る差金等決済により損失が生じた場合には、一定の要件の下で、3年間の繰越控除の適用を受けることができます(地方税法附則第35条の4の2第1項・第7項)。

(※注2) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例、特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例

居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失、特定居住用財産の譲渡損失がある場合は、一定の要件の下で、その年の給与所得や事業所得などの他の所得から控除(損益通算)することができ、控除しきれなかった場合は、一定の要件の下で、その年の翌年以後3年内の各年分の総所得金額等の計算上控除(繰越控除)することができます(地方税法附則第4条第3項・第9項、第4条の2第3項・第9項及び第4条第4項・第10項、第4条の2第4項・第10項)。

(※注3) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例

所有期間が10年を超える長期譲渡所得のうち、居住用財産に係る長期譲渡所得を有する場合には、一定の要件の下で、他の所得と区分して所得割の額を計算(軽減税率の適用)します(地方税法附則第34条の3第1項・第2項及び第3項・第4項)。